

社会福祉法人華桜会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人華桜会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は無報酬とする。

(実費弁償)

第3条 役員等が理事会・評議員会に出席した際は、交通費として往復一律2,000円を支給するものとする。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

付 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。